

衛生委員会報告

ハラスメントについて

資料作成 草野 裕子

★ハラスメントとは？

- ハラスメント (harassment) とは、嫌がらせやいじめのことで、特定、不特定多数を問わず相手に対し、意図的に不快にさせることや、実質的な損害を与えるなど強く嫌がられる、道徳 (モラル) のない行為の一般的な総称です。

その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。

- 近年、ストレス社会を背景にハラスメントは社会生活のさまざまな場面で見られる現象です。例えば、学校における「いじめ」、家庭内の「ドメスティック・バイオレンス (DV)」、職場内での「パワーハラスメント」「セクシャルハラスメント」「モラルハラスメント」などはその代表例にあたります。

その他にも、子どもへの虐待、近隣住民への嫌がらせ、モンスター・ペアレンツ、ストーカー行為、インターネット上の誹謗・中傷など、ハラスメント行為は色々な形で社会生活の中に現れており、まさに現代は、「ハラスメント社会」であるといっても過言ではありません。

- 自分が意図していなくても、相手や周りの人達が認識すればハラスメントになります。その上で、個人や企業に対して訴訟などが起きることもあり、社会的に大きな問題になっています。

学校や家庭内、職場やネット内などの閉鎖的な環境では、事態が発覚しづらい為に状況が深刻化しやすいので、早期の解決が望ましいです。

★ハラスメントを防ぐには？

- 職場内でのハラスメントについては、起こらない方向に持っていくことは可能です。

まずハラスメント行為を受けた・目撃した場合は、上司や会社の相談窓口に報告しましょう。

そのまま放置してしまうと事態は悪化します。声を上げる勇気がとても大切です。

対象が自分ではなく他の人である場合であっても、他人事だと知らんぷりはせずに報告したり、本人に報告をするように働きかけましょう。

- 相談や報告を受けた人は、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合でも、事態を軽視せずに広く対応するようにしましょう。

ハラスメントの“芽”のうちに把握し、摘み取るようにしていくことが重要です。

- 社員全てが、ハラスメントの意味を十分に理解し、自ら起こさないようにする為に、就業規則

や職場における服務規律などを定めた文書、社内報、社内 HP などを随時確認しましょう。

- ハラスメントに関する方針の周知・啓発だけでは、必ずしもハラスメントの防止にはつながりません。ハラスメントを起こした場合、自分が不利益を受けることになることをしっかり理解しておきましょう。
- ハラスメントは、個人の問題ではなく、企業にとっても大きな影響を与えます。自分も会社の中の歯車の一つだということを忘れないようにしましょう。そして、普段から自分の言動に誤解される部分はないか注意してみましょう。

★ハラスメントの種類は？

- 現在、30 種以上のハラスメントがありますが、職場に関わるものを挙げてみます。
 - ◆セクシャルハラスメント(セクハラ)
男性、女性に関わらず行われる性的いやがらせのことです。
 - ◆セカンドハラスメント(セカハラ)
セクシャルハラスメントを受けた被害者がその事実を訴えることで、逆に会社側から圧力などの二次的被害を受けることを言います。
 - ◆パワーハラスメント(パワハラ)
同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や役職などの優位性を背景に適正な業務の範囲を超えて精神的、身体的苦痛を与えることです。
 - ◆モラルハラスメント(モラハラ)
肉体的ではなく、言葉や態度等によって精神的に継続的ないやがらせを行うことです。
 - ◆マタニティハラスメント(マタハラ)
職場において、妊娠している、または出産した女性に対して行われるハラスメントです。
 - ◆パタニティハラスメント(パタハラ)
職場において、イクメン・イクパパに対するハラスメントです。
 - ◆ソーシャルハラスメント(ソーハラ)
SNS に職場の上下関係が持ち込まれてトラブルやストレスの原因となることです。
 - ◆テクノロジーハラスメント(テクハラ)
パソコンやスマートフォン等に詳しい人がそうでない人にするいやがらせのことです。
 - ◆リストラハラスメント(リスハラ)
リストラ対象者に対するいやがらせのことです。

... 他にも様々なハラスメントがあります。

★最後に

- ハラスメントから端を発し、社内外から「不機嫌な職場」や「ブラック企業」といったイメージを持たれることは、企業の存続にも関わる問題となります。働く人のモチベーションにも大きく影響するので、日頃から自分の言動には十分注意しましょう。